

5. 奨学資金の返還について

- (1) 返還開始時期
貸与期間が終了した翌月から開始します。
※貸与終了時に「借用証書」の提出が必要です。
- (2) 返還の方法
「借用証書」に記入した「返還計画」に基づき、原則、指定金融機関からの口座振替により返還いただきます。
- (3) 返還金額の目安
奨学資金の返還については、貸与金額に応じて最低返還額があります。奨学生自身が返還計画を作成いただき、最低返還金額以上の額を年賦、半年賦、月賦により20年以内で計画的に返還していただきます。
- (4) 返還金例（月賦返還）

区分		貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	自宅	18,000	3年	648,000	111回	5,840
	自宅外	23,000	3年	828,000	125回	6,670
私立	自宅	30,000	3年	1,080,000	144回	7,500
	自宅外	35,000	3年	1,260,000	152回	8,340

6. 返還猶予について

通常、貸与期間が終了した翌月から返還を始めていただきますが、下記の事由に該当し、希望する方は返還を猶予（先延ばし）することができる制度があります。
※別途、当会への猶予申請書の提出が必要です。

- ①本人が引き続き高等学校等に在学している場合
- ②本人が卒業後、大学・短大等に進学した場合
- ③本人が離職・病気・災害・経済的事情等で一時的に返還が困難な場合
- ④その他やむを得ない理由がある場合

貸与を希望する人は、**中学校で申請書類を受け取り、期限までに中学校へ提出してください。**

※詳細については当会のホームページの奨学金→よくある質問をご覧ください。

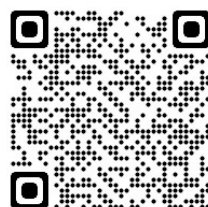
問い合わせ先

(公財)兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係

TEL : 078-361-6640

受付時間 9:00~16:30 (土、日、祝日除く)

ホームページ <https://pure.ne.jp/syougaku/>



高等学校奨学資金 予約奨学生募集のご案内 貸与型奨学金(返還義務あり)



公益財団法人
兵庫県高等学校教育振興会

奨学資金貸与制度

兵庫県高等学校教育振興会では、勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸付を行っています。中学 3 年生時に予約奨学生の申請を行えば、高校等入学前（2 月中旬～3 月末）又は入学後（5 月末）に奨学資金の貸付を受けることができます。

更に、奨学資金の貸付額を加算する貸与項目もあります。

1. 貸与額・年間送金額

(1)奨学資金

区分		貸 与				
		月額	年 額(12 か月) 計	第 1 期送金 (6 か月分)	第 2 期送金 (3 か月分)	第 3 期送金 (3 か月分)
国公立	自 宅	1 万 8 千円	21 万 6 千円	10 万 8 千円	5 万 4 千円	5 万 4 千円
	自宅外	2 万 3 千円	27 万 6 千円	13 万 8 千円	6 万 9 千円	6 万 9 千円
私 立	自 宅	3 万円	36 万円	18 万円	9 万円	9 万円
	自宅外	3 万 5 千円	42 万円	21 万円	10 万 5 千円	10 万 5 千円

(2)加算額

区 分	貸与額	入学前送金
①タブレット端末等購入費等	定額 9 万円(1 回のみ申請可)	可 能 (予約申請必要)
②通学交通費	5 千円～4 万 5 千円/月	不 可
③通学用電動アシスト自転車購入費	定額 10 万円(1 回のみ申請可)	(入学後申請)

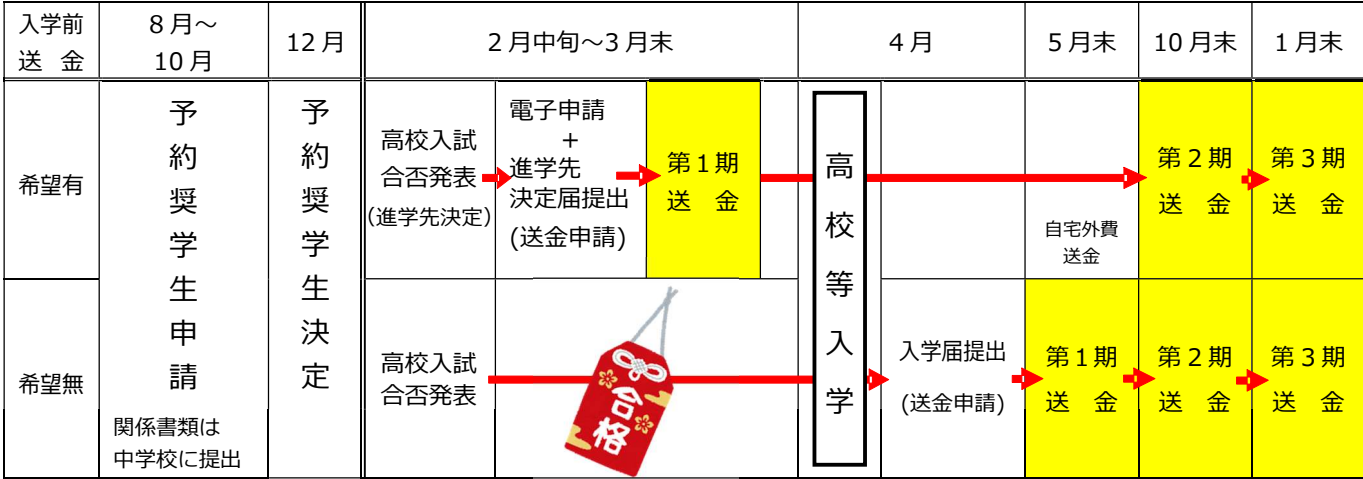
※②③の申請は、高等学校等入学後になります。

2. 貸与対象者

勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒で、その生徒の生計を主として維持する方が、兵庫県内に住所を有し、その方の収入が貸与基準以下であること。

貸与基準に該当する収入目安
給与所得者の場合、4 人世帯で概ね 6 8 0 万円以下
※詳細については、当会のホームページをご覧ください。

3. 予約奨学生の申請から奨学資金の送金までの流れ

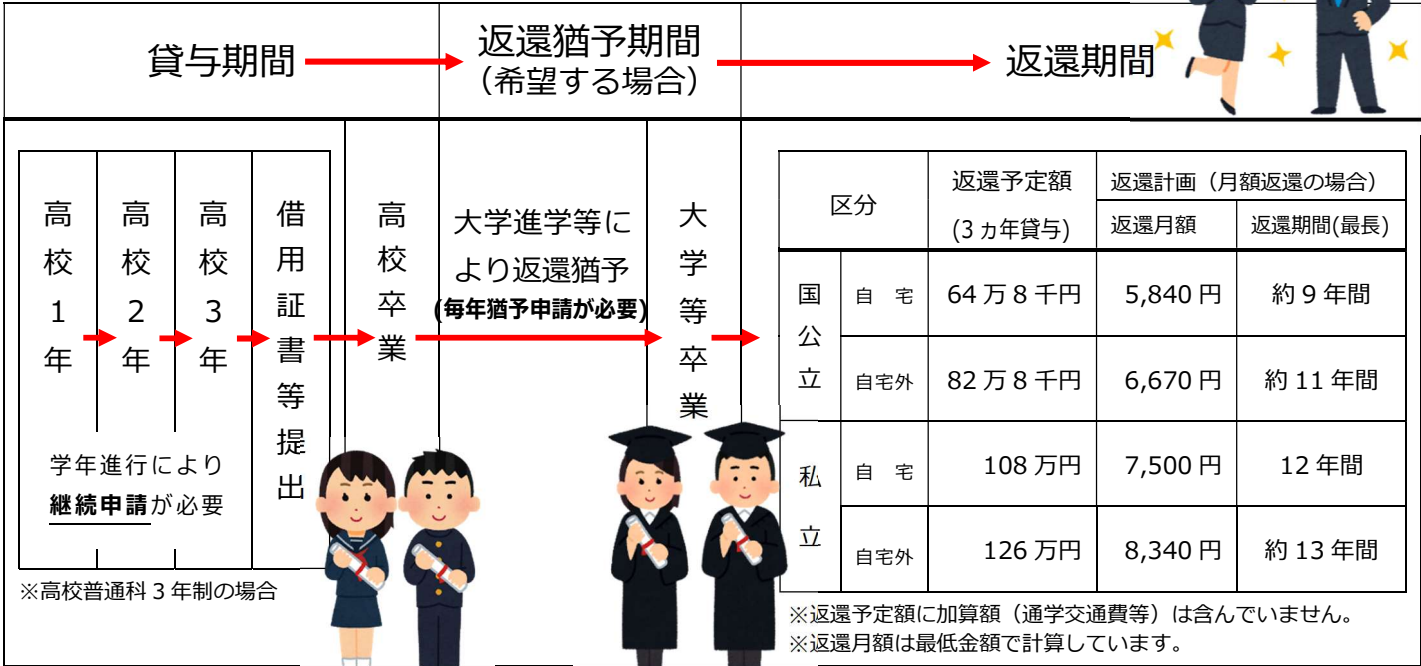


※入学前送金は、入学決定後に別途申込することで、第 1 期分（タブレット分含む）を高校入学前に送金するものです。詳しくは、1 月以降に中学校あて通知します。

※高校等入学後に新規で貸与申請した場合、第 1 期送金は 8 月末以降になります。

※貸与の必要がなくなった場合、辞退も可能です。学校に辞退の異動届を提出してください。

4. 奨学資金の貸与から返還までの流れ



当会の奨学資金は、返還義務があります。返還計画に従った返還が必要です。

返還制度・猶予制度については次ページを参照ください。